

平成 15 年 9 月 6 日

- × 小学校保護者各位殿
- × 地区住民の皆様

○× 小学校における「学校環境による健康被害」について

報告者：○× 父母の会
代表 M× 子
：03-xxxx-xxxx , fax : 03-xxxx-xxxx

．その時、何が○× 小学校に起こったか

○× 小学校では、平成 15 年 4 月 1 日から始まる新 BOP に向けての改修工事が 3 月末まで行われました。

4 月 1 日に学童クラブ登録児童が喜多見児童館から移動し、BOP 登録児童より一足先に新 BOP 室で過ごしていました。

4 月 3 日、1 年生の学童クラブ児童のお迎えにきた保護者（母親）とその兄（4 年生）が、新 BOP 室に来るなり、化学物質アレルギー（シックハウス症候群）の発作を起こしました。具体的には、**兄は吐き気。母親は目がチカチカし、呼吸がやや苦しく**なりました。

母親は、その場で職員に自分の状態を告げ、窓の開放とその部屋の使用禁止を申し出て帰宅。それから 3 時間ほど経過した頃には、母親の目は腫れあがり、心肺停止を引き起こすのではないのかという不安にかられるほどの苦痛を感じました。

症状が少し軽減したので、M に電話連絡があり、即刻、M は○× 児童館館長に連絡。館長は区の児童課に報告を入れました。

これが全ての始まりです。以下、新 BOP 準備会まで遡った経緯と分かる範囲の工事工程をまとめます。

．工事工程（収集情報から）

2 月初旬 2 階 PTA 会議室 塗装工事等

2 月初旬～2 月中旬（塗装工事は 2 月中旬にて終了）

2 階 プレイルーム塗装工事（3 年生教室並び）

1 階 新 BOP 室内・廊下棚 塗装工事等開始

1 階 1 年生教室（3 教室）のドアのみの塗装工事

情報開示後に校長が教育委員会に、別予算で木製部分の塗装工事（油性ペイント、成分不明）による、校内 2 3 箇所の補修工事を行っている。

3 月 12 日 営繕検査

工事内容は、旧 BOP 室は床の張り替え（コルク）。壁の黒板を緑のボードに張り替え。その他は塗料の塗り直しと新規備品（廊下の棚）の塗装工事。

．原因物質と思われる物質について

5月2日 第1回 児童課と教育政策課との交渉では

棚・壁に使用した塗料の薄め液のトルエンと通知される。

後日、トルエンではなくキシレンとエチルベンゼン系の化学物質であることが判明。

6月17日 学童クラブ父母会からの要望書への回答（材料の開示は郵送）

BOP 室改修工事

<床材>

接着剤の成分であることが、後日判明。コルクの床材そのものではない。

品名 エバーダイン A（溶剤揮発型クロロプレンゴム系 接着剤）

主成分：ポリクロロプレン

溶剤 ：ノルマルヘキサン

酢酸エチル

シクロヘキサン

特徴 ：トルエン・キシレンを含まない

ホルムアルデヒドがでない

会社名 / ロビンソンコルクタイル

総輸入元 総販売元 (株)千代田商会 中央区京橋 3 - 7 - 8

03(3567)0569

fax 03(3561)2050

<壁面塗装>

日本ペイント 商品名：合成樹脂エマルジョイント Hi ビニレックス

メーカーから取り寄せたデータでは、この塗料は水性塗料のため、トルエン等の影響はないことが判明。

後日、関西ペイント製品であることが判明。

<ランドセル棚塗装>

日本ペイント 商品名：合成樹脂調合ペイント Hi-CR デラックス 300G

メーカーから取り寄せたデータでは、キシレンとエチルベンゼン系物質が含まれている。

後日、関西ペイント製品であることが判明。

6月18日 遊び場開放の運営委員会にて 児童館館長より発表

今回の化学物質アレルギー原因物質は、トルエンとホルムアルデヒドとのこと。

話が何回も変わるので原因物質が特定できない。

．交渉の流れ

- 1．H14．7月3日 ○× 小学校 準備会メンバー顔合わせ
この席上にて、校長から「換気が悪い場所なので、換気扇をつけて欲しい」という要望があったが、基本設備ではないという理由で却下された。
- 2．H14．10月23日 第2回準備会にて
(担当部署は教育政策課F氏及び児童福祉課O氏)
PTA 副会長より、化学物質アレルギーについての質問あり。予め、この時点で子供がアレルギーが強く、化学物質アレルギーを起こす可能性があることを申し出ている。
行政からの回答は「化学物質等に関しては、区も充分認識しているので、そのようなことが起こらないよう材質は考慮しているから、問題ない」であった。
但し、準備会ニュースには、この質問があったことは掲載されていない。
- 3．H15．2月中旬 新BOP室塗装工事終了
・改修工事としては、旧PTA室の壁・天井・棚の塗装、床をコルクボードに張り替え。
・旧BOP室は床をコルクにしたのみ。
・壁の黒板を緑のシートに張り替えた。

・その他の新BOPの購入品は、新規備品としてコピー機、冷蔵庫、ミニキッチン程度の流し台、事務機など。
- 4．H15．4月1日 新BOPスタート
- 5．H15．4月3日
・Lちゃんの母親と兄(R君)がお迎えに行ったところ、母親と兄は即発作を起こす。夕方になるにつれ母親が重症になり、Mに連絡あり。

・児童館館長に即刻連絡を入れる。館長から区役所の担当者に連絡が行く。
- 6．H15．4月4日 新BOP室に行政の下見がある。
・児童課のN氏から、空気清浄器についての問い合わせがある。
・夜には防犯上窓は閉めきったままで、ベークアウト(暖房を入れて室内を暖めることで、化学物質を蒸発させる方法)と翌朝に窓を開放し換気を行う。日中は問題の部屋は使用せず、窓を開放したままにする。これらは土日も行ってもらう。
- 7．H15．4月中旬頃
・新BOP室の塗装した部屋に空気清浄器を購入してもらい設置開始。
・夜間のベークアウトと空気清浄器稼働(24時間稼働)は、その後も続行してもらうよう要望し実施。

- ・換気の励行、イオン発生機能つき空気清浄機を2台設置。
- ・また育成は、必要がないかぎりはこの部屋に入らないこととし、かわりに視聴覚室を借りる。

8. H15. 4月 日

- ・児童館館長から、行政に「化学物質の検査」を依頼。却下される。

9. H15. 4月 日

- ・児童館館長から、急遽、6月から7月に行われる予定であった、「環境検査」を前倒しで実施してもらえることになったと連絡あり。
- ・実施日は5月1日～2日にかけてと聞く。

この環境検査が「学校環境衛生の基準の改定」で決められているものとは、保護者には知らされていなかった。この改定に記載されている「引渡し前の検査の実施」が行われず、引き渡しされることが、全ての要因である。

10. H15. 4月28日

- ・急遽、予定が変更され環境検査が行われる。(5月2日の打合せの席にて判明)
児童館館長立会いの上、実施。

・検査方法、並びに検査対象物質はホルムアルデヒドとトルエンの2点。

以下、当日の条件等

時間：8:05～16:05(8時間)

測定高さ：90cm

始め温度：19.4、湿度：57%

終わり温度：23.0、湿度：41%

ホルムアルデヒド：DNPH誘導体化固定吸着/溶媒抽出-高速液体クロマトグラフ法(拡散方式による)

トルエン：固相吸着/溶剤抽出法、ガスクロマトグラフ/質量分析法(拡散方式による)

検査機関：財)東京顕微鏡院

5月8日に出た検査結果は、

ホルムアルデヒド：7μg(0.005ppm) トルエン：16μg(0.004ppm)

とかなり指針値より下回っている。

但し、測定のやり方をきいてみると、通常部屋を使っている状態での測定ということで、窓は開放し空気清浄機1台は作動。

通常使用の状態として、空気清浄器を稼働したままというのは、検査方法として適切とは言えないのでは？

参考：室内濃度指針値(厚生労働省)

ホルムアルデヒド：100μg(0.08ppm) トルエン：260μg(0.07ppm)

11. H15. 5月2日 区の担当者(児童課N氏・教育政策課A氏)との会見。

午前中はPTAと学校。6:00pmからは、学童父母会として2回に分けて実施。

- ・この席にて、**検査実施日が変更されたことを知らされる。**
- ・工事完成から、使用日までの期間が短かったのも原因の一つと思われることを指摘する。
- ・**原因と思われる化学物質はトルエンであると知らされる。**トルエンは一般住宅では、シックハウスの心配があるので、使用しない傾向にあることを指摘。**今後は区でもトルエンは使用しないよう検討中であるとのこと。**
- ・情報開示を要望。検査機関からの書類のまま開示してもらいたい旨、通達。その他の要望に関しては口頭でも良いと言う。
- ・空気清浄器は今後も使用したい旨を要望。
- ・化学物質の除去と、環境の改善を要望。

学童クラブ父母会より要望書を提出

12. H15. 5月9日 区担当者から検査結果の通達(8:30am~学校にて)

- ・情報開示を求めたが、検査結果の紙は見せて貰えたが、コピーは不可と言われる。
- ・情報開示は、学校全体も必要とPTAとの合意が得られ、要望するが、学校長にまだ見せていないので、その後校長の判断に一任してあるのでという理由から、見ることも拒否される。
- ・検査結果は上述の通り。
- ・前日、サンケイ新聞掲載の「元加賀小学校のシックハウス」の記事から「学校環境衛生の基準」が平成14年の4月1日から改正になり、改修等の場合も「化学物質の検査を実施し、安全を確認した後に引き渡すこと」となっていたのを知る。
- ・今回の新BOPの改修工事では、この事前の検査を行わず、引渡したことを確認。
- ・また、行政とこちらとの検査方法の解釈の差か、今回の検査方法は、こちらから見ると、合法的とは言えないのでは？
- ・再検査を求める。
- ・区の担当者、校長、児童館館長に「学校環境衛生基準」に付き、事前に承知していたか確認したところ、区の担当者は5月8日の夜に初めて読んだとのこと。他の方も一切知らなかった。S区教育委員会の怠慢か？
- ・昨年の改正では、「全国の学校関係各社に各教育委員会から通達し、周知させること」となっている。

13. H15. 5月13日

- ・Mが教育政策の阿部氏に電話を入れたところ、再検査は検査結果が良いのでしないと申し渡される。
- ・PTA会長から、新BOPの工事にともない、校内の他の教室も塗装をしている可能性があるという。
- ・調査の結果、2階のプレイルーム(3年生教室並び)と1階の1年生の3教室が塗装し

てあった。

- ・このため、2階にある3年生の教室内と1階の教室ないにも化学物質が空気の対流で拡散している可能性も考えられることが判明。
- ・現在のところ、**校長の認識は「当校はシックハウススクールではない」**とのこと。
- ・しかしながら、新BOP室以外でも化学物質が発生していることにより、シックハウス症状と思われる児童の健康を著しく害していると思われる。
- ・さらに、**その症状から、ホルムアルデヒド・トルエン以外の化学物質も発生している可能性も考えられる。**

14．H15．5月14日

- ・PTA会長が校長から、**全校の検査結果を見せてもらう。**検査結果は問題ないとのこと。
- ・但し、コピーはしていない。(その後、原本のコピーを受け取る)

15．H15．5月15日

- ・学童クラブ父母会会長から、大阪の「シックハウスを考える会」にメールを送る。
会の話では、「明らかに悪質な検査方法であり、検査結果には信憑性がない」「コルクの下地に合板を使用していれば、そこからも化学物質がでている可能性もある」と指摘あり。必要に応じて、専門医の派遣や、検査機関も紹介するとのこと。
- ・シックハウスの発症の疑いがある児童の保護者が学校に行き、BOP室の奥の階段からプレイルームに行ったところ1階から2階に上がる階段のおどり場からPTA室の入り口付近にかけて化学物質の反応有り。(母親に化学物質アレルギーがある)
プレイルームの中に入ったところ中で化学物質の反応有り。
- ・その事を、その場で父親に伝える。
その後、下校途中で校長に会い、父親から校長にプレイルームの件を伝える。
校長から「窓を開けての換気をしたほうが良いか」と話がある。
母の意見として、終了式が終わるまでは、廊下の扉を閉めて、閉鎖すること。
又、換気については、夏休み中の換気の徹底を要望する。
この要望を、父親に話し、父親から校長に話しをした。

プレイルームの化学物質の反応は、4月3日のBOP内学童クラブの時より反応は、少し軽かった。それでも高い濃度がある感じられた。

保護者の申し出にもかかわらず、運動会の練習のために使用するというので、プレイルームのドアと窓を校長判断で開放する。

そのため、トルエンであるのなら、「揮発性が高く、換気すると拡散する特質」のためか、広範囲に化学物質が拡散した模様。換気が悪い場所に滞留している可能性を指摘。(再三、プレイルームのドアの開放については、指摘するも校長は無視)

16. 5月20日

- ・PTA 会長・学童クラブ父母会・シックハウス症状がある児童の親にて、会合。
- ・PTA 会長から保健室の来所データを調べ、多くの児童がシックハウス症状と判断できる内容があり次第、今後の方針を決めたいとの発言あり。

学童クラブ父母会としては、正式に PTA 並びに学校に要望書を提出していない。

PTA の見解は、保健室記録による「シックハウス症状児童」が多数いるという絶対数がなければ、今後の改善も期待できないとのこと。

後日、プレイルームのドアが開放されていることを知る。校長の指示らしい。

運動会の練習で、プレイルーム（塗料による改修工事あり）が使われる。

校庭にて3年生の運動会の表現の練習中、6人の児童が次々と倒れる。

学校と保健室の先生の判断では、「熱中症」と診断。 当日の気温は 24 度。

前日との温度差は 8 度前後。湿度は殆どなかった。

多数の児童に一斉に発生した症状にも拘わらず、救急車の手配もなく、保護者へのお知らせもなかった。

なお、3 年生の教室は塗料による改修工事が行われたプレイルームの並びである。

17. 5月23日 18時から学校会議室にて

教育政策課 A 氏・児童課 N 氏代理・PTA 正副会長 2 名・学童クラブ父母会 2 名・児童館館長・教頭が出席。

- ・以前から要望していた 4 月 28 日に行われた、全校内の空気汚染検査結果のコピーを受け取る。
- ・PTA から要望書を提出するが、改修場所が新 BOP 以外の場所を含んだ要望書のため、宛先が違っていると A 氏からの指摘あり。
その一言で、PTA 会長が「では資料として」と言ってしまった。後日、この一言により、教育政策課の A 氏の手元で「資料」として止まっていた。

- ・学童クラブ父母会からは、検査は「疑わしい場所全ての実施」を要望する。

PTA より要望書を提出（5月30日に書留速達で再度提出。6月3日校長の許可

を取らずに要望書を出したので、PTA 会長が却下する）

- ・校長から、再検査の要望がでているので、急遽 5 月 30 日に再検査を行うことになった。検査方法は、室内を閉めきったままで行うことを要望する。

18. 5月30日 PTA 副会長立会いのもと、再検査実施

- ・検査方法は前回と一緒。
- ・検査物質はトルエンとホルムアルデヒド。
- ・実施場所は、BOP 室、プレイルーム、3 年 3 組（プレイルーム隣）、2 年 1 組（プレイルームがある階の 1 番遠い場所）。
1 階の 1 年 3 組の前も換気が悪く、何らかの化学物質を感じられるが、今回は実施していない。

学童クラブ父母会から PTA への要望書を提出。

- ・一部の PTA 役員に M から資料を提供。
PTA 役員の全てに今回の一連の事柄が伝達していないことが判明。

19. 5月31日 書留速達にて、PTA からの要望書を再度提出。

20. 6月1日

- ・学童クラブ父母会から児童課・教育政策課に要望書を提出。

- ・発症児童保護者からの要望書が児童課・教育政策課・学童クラブ父母会に出される。

21. 6月3日 PTA 合同役員会開催

- ・合同役員会では、簡単に化学物質アレルギーの話がされただけで、化学物質の詳細についての勉強をしようという雰囲気はまったくなかった。
役員に危機感が全くないので、全校生徒の保護者へのお知らせ、児童の健康調査の必要性もないのではという意見に押され、PTA 全体としての動きを起こすにはいかなかった。

22. 6月10日

- ・6月9日の夕方から、M の娘（3 年生）が激しい頭痛にみまわれる。2 月頃からの症状が進行して、鎮痛剤も効かなくなってきた。
- ・M の娘が 2 箇所の病院で検査の結果、アレルギー科の医者から「化学物質アレルギーの疑い」という診断書が発行される。
- ・総合病院の担当医からは、登校を避け自宅での養生を促されるが、登校しない限り

は至って元気であるため、父親の携帯用空気清浄器を着用し登校することにする。

- ・空気清浄器の携帯許可を取るため、校長に診断書を提出するが、受取を拒否された。
必要ないとのことだった。しかしながら、強引においてきた。

現在、この児童は、空気清浄器の着用により、学校に登校しても症状を訴えるこ

とはないが、この状態は一般的といえるのだろうか。

23. 6月12日 6:00pm ~ 学校にて交渉。

出席者：児童課N氏・教育政策課A氏・校長・教頭・児童館館長・PTA 会長
PTA 副会長・学童クラブ父母会長・学童クラブ BOP 対策委員(前父母会長)

- ・ **検査結果は新 BOP の学童クラブ室（キッチンがあるほう）の数値は、前回よりは上がっていたものの、それでも指針値以下。**
- ・ **ブレイルームは1 μ g 未満。(WHO の指針値は260 μ g)**
- ・ その他、3 - 3と2 - 1も1 μ g 以下。
- ・ 区は、数値が指針値以下であっても、化学物質アレルギーの発症があったことを重く見て、新 BOP 室2部屋とブレイルームにそれぞれ換気扇を配置することを前向きに検討するとのコメントあり。
- ・ ブレイルームに関しては、Mから「廊下側のドアを閉めて欲しい」と要望をだしていた。しかしながら、今回の検査で数値がWHOの260分の1未満だったために、「数値が低くても、化学物質アレルギーは起こるときは起こる」と中村が力説するも、PTA 副会長の「是だけ指針値が低ければ、なにも言えない云々」の一言で、先に進まず。
- ・ 校長はMの要望を立てよう言うことで、「夏休みまではドアを閉める」と言いながらも、「窓を開けていれば、結局そこから拡散するのでは」と言った。
- ・ **学童クラブ父母会としては、できれば、閉鎖して中の塗料をシックハウス対応にと言ってはみたものの、数値があまりにも低いので、無理。**
- ・ 吸着シートという案も出たが、吸着シートの接着剤で新たなアレルギーを起こす可能性があるためMが報告し、吸着ジェルもシートも案としては消えた。
- ・ 炭の活性炭効果をと、PTA 会長から提案あり。
但し、消臭効果のデータはあるものの、化学物質の分解効果のデータがどこにもないため、効果の程は定かではない。(これはMも知っています)
- ・ ブレイルームに関しては、とても指針値が低かったし、読み聞かせの部屋として使うこともあるので、Mの言う通りに閉鎖していて、突然使用したときに何かがあったらどうすると指摘され、やむなく、ドアを開放することにMも同意した。
(校長の責任回避を感じた。MがOKと言ったのだからという方向に持っていきたいという雰囲気があった)

< 学童クラブ父母会長からの話 >

・他の保護者への周知を依頼。

校長より、「保健室たより」で報告すると回答あり。明日にでも出せるとのこと。
6月23日現在まだ発行されていない。(夏休み前ギリギリに発行された)

- ・化学物質アレルギー症状について、正しく理解を促せるよう記載を要望するが、発症児童の詳細はブラバシーとかの理由で、あまり触れたくない模様。

Mとしては、別に実名で記載されてもOKだったが、詳細を書くことで、「誰？」という詮索が始まり、Mから何かを話されるとまずいという保身の意図が感じられなくもなかった。ともかく、詳細の報告はしないけど、やることはやるよという感じだった。

・健康調査を要望

校長は必要なしと判断した。

その理由：4月に健康診断をしている。

子供は「頭が痛いか」と聞けば必ず「うん、痛い」というから意味ないという判断。(校長のコメント)

・化学物質アレルギーの勉強会をして欲しいと校長に要望。

それは、後々、別の機会にやればいい。とのこと。今回やる時期ではないと、校長からのコメントあり。

< 学童クラブ父母会からの要望書の回答 >

- ・製品データの開示～疑いのある物質のみ文章でだします。
一部ではなく全てのデータの開示を再度要望。メーカー、商品名など詳細を開示することを要望。
- ・検査データの情報開示はOK。その方法については、父母会に任せるとのこと。新BOP室の学童キッチン側のドアの横の壁で良いか、区に確認。OKなら、校長に進言して欲しい旨、要望する。(事務局長の了解が取れればOKとのこと)
結局、無意味な情報であるため、公開に至らず。
- ・児童への影響と今回の報告については「保健たより」でやるから良いでしょうとのこと。
- ・防止策の策定については、区役所内に「化学物質勉強会」がスタートした。今回の経験を生かしますとのこと。
- ・再発防止の策定については、換気扇の導入で勘弁してという感じ。

- ・どんなことでも、重症・軽症の判断を学校がせず、子供の様子の変化を連絡帳にて保護者に報告すべきであると要望。
- ・この観察・報告の徹底を各担任にさせるよう校長に要望。
- ・子供が親への連絡を要望したら、保健室の先生が即刻、家等に連絡をいれることも校長に要望。

PTA 会長も学童クラブ父母会としても、交渉が是で終わったとは思っていなかったが、換気扇の設置と指針値が基準値以下という2点により、和解という形になっているようだ。行政の報告書にはどのようなになったかは不明。少なくとも、教育委員会施設課整備係りには、一切の報告はない模様。

24. 6月13日 PTA 運営委員会開催。 化学物質アレルギーに関しては、副会長から「数値が低かったのもう安心してください」と役員への報告あり。

25. 6月17日

< 児童課のN氏にMが電話を入れたところ > 印が相手の回答

- ・シックハウスの疑いがある児童への何らしかの配慮の有無の確認。
今のところ考えていない。

- ・今後の対策はもうないのか
換気が1番だから、それ以上はない。

- ・換気が行き届いていないのではないのか。
現在の方法で良いのではないのか。

- ・塗料は去年と今年とでは違うのか
全く同じ。

< 世田谷区教育委員会施設課整備係A氏との電話内容 >

行政苦情110番のS町の委員さんに電話をしたところ、教育委員会が知らないかもということで、教育委員会に連絡を入れてもらう。

- ・児童課・教育政策課からの報告はない。
- ・化学物質に対する基本的な知識がないのに、発症児童は特別という認識。
交渉の余地なしと判断する。

26. 6月17日 大阪 シックハウスを考える会 代表 上原氏のメールから。

- ・5月30日の再検査の結果は、トルエンの指針値はBOP室が0.028ppm。
プレイルームは0.001ppmであった。
- ・しかしながら、シックハウスを考える会の上原氏から、子供の場合は指針値の半

分を目安にするべきだと、北里研究所でも指導していることが判明。

27. 6月20日 日産厚生会玉川病院 小児科 N医師からの情報。

- ・空気汚染検査は、室内の体積を基準として、試薬を何本立てるか、空気の対流を考慮して、設置するのであることが判明。
- ・従って、「学校環境衛生の基準の改定」には、設置方法の記載がないことも判明。

28. 6月20日 日本ペイントからの化学データが届く。

- ・含まれている化学物質は1つは水溶性のため、ない。もう1つには、キシレン・エチルベンゼンが含まれていることが判明。

29. 6月25日 児童館館長の計らいで、区児童課N氏と面談。

- ・メーカーの成分データにより、交渉しよとしたところ、**日本ペイントではなく 関西ペイントの間違いだった**と言われる。
- ・再度、検査をするよう要望するが、PTAと学校長とで和解し、話し合いは終了している。従って、今後の交渉は受けられないと言う態度であった。

この時点で、学童クラブ父母会としての交渉を終えることを決意し、学童クラブ保護者へは、健康チェックシートの郵送をもって、交渉を終了する。

・行政・学校に提出した資料一覧（学校にて行われた交渉時に配布）

- ・学校環境衛生の基準の改定（化学物質に関するところのみ、抜粋）
- ・文部科学省通達文「12 国学健第1号 平成13年1月29日発行」
- ・健康局地域保健部環境保健調査係 発行「化学物質の子供ガイドライン（室内空気編）」
- ・ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 「江戸川大学講師 川名教授書 化学物質過敏症特集
化学物質の氾濫、だれにも発症の可能性 プラスチックの圧縮で毒性」
- ・メデカルトルビュート 化学物質過敏症・アトピーについて
- ・東京衛生環境局 「化学物質による室内汚染」
- ・愛知県学校薬剤師会 理事発行 「学校環境衛生の基準の改定にともなう環境衛生検査について」
- ・各新聞記事
- ・単位について（M書）
- ・教職員啓蒙資料として「化学物質アレルギーと化学物質過敏症」（川名教授の講演から抜粋）（M書）
- ・化学物質アレルギー症状例（M書）
- ・埼玉県教育委員会 「シックスクールガイドライン」
- ・国土交通省パンフレット 「建築基準法の改定について」
- ・文部科学省パンフレット 「健康的な学習環境を確保するために」平成14年2月発行

．○× 父母会の会の立ち上げ経緯

6月25日の児童課との面談後、M・Oとで話し合い、この問題の真相を明かにし、○
× 小学校児童の健康と安全の確保をしないと確信した。

インターネットで検索した結果、化学物質アレルギー被害者の会である「シックハウスを考える会」の代表者や、都内のシックスクールを発生学校の被害者団体とのネットワークを構築する。

【都内シックスクール発生学校】

江東区立元加賀小学校・調布市立調和小学校・都立泉高校（世田谷区千歳）・墨田区立八広小学校・世田谷区立喜多見小学校

世田谷区立千歳小学校も昨年の新築工事により、図書室建物内で吐き気、頭痛を訴える児童や教師がいたが、化学物質アレルギーの情報不足により、今だ原因を断定できずにいます。

各発生学校の意見等を参考にし、この度、喜多見父母の会を立ち上げ、行政との交渉を続けることにしました。その橋渡し役としては、公明党の栗林区議会議員が積極的に親身になってお手伝いくださり、7月29日に区長宛ての要望書を提出できました。

要望書の提出にあたっては、一部の保護者や住民やそのご家族のご協力を頂き、嘆願書を添付することができました。

今後は、皆様のご協力とご理解を頂きながら、交渉していきたいと思います。何卒、宜しくお願いいたします。

以上